

人権チェックリスト



平成30年

12月号

今年是世界人権宣言70周年です。

世界人権宣言について

今年、昭和23（1948）年12月10日の第3回国連総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として世界人権宣言が採択されてから70周年です。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文から成り立っており、第1条では「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と規定されています。

しかしながら、世界人権宣言が採択され70年が経った今でも、女性や子供、高齢者、障害のある人に対する人権侵害や同和問題、職場におけるハラスメントなど、様々な問題が発生しています。

世界人権宣言
第一条
すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

チェック

世界人権宣言が採択されてから70周年となる節目の年となるこの機会に、世界人権宣言の内容について学習し、「人権」とは何かを考えてみませんか。

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう違いを認め合う心～

「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」については、以下の文部科学省ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370775.htm

内容についてのお問い合わせは
和歌山県人権施策推進課まで
☎073-441-2566

70 世界人権宣言
～人権のために立ち上がろう～
周年 #STANDUP4HUMANRIGHTS

